

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年3月31日（平成29年（行情）諮問第121号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（行情）答申第179号）

事件名：特定の土地調査に係る「国有地の払下げ希望及び境界確定に対する同意書」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年A実施の特定地番に係る土地調査票一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月7日付け近財審理第49号により、近畿財務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙に掲げる部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである。その当時の所有者間で取決めがあったことを事実として知っておく必要があること。つまり、払下げを行う際にその当時の取決めを事実とし、近隣の所有者に周知していただき、一つの指標とするため。

以前、払下げを行った際に各々が有利になるような発言があったため、不開示部分を開示していただくことで当時の事実を皆様で共有する必要がある。

今後、話し合いをするに当たり不開示の状態では各々が言いたい放題となり収拾がつかない。開示していただくことでその当時に取決めが行われていた事実を明示することで、今後の話し合いをスムーズに進めるための一つの指標となることを願う。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件対象文書は、特定年Aに実施された土地調査に基づき特定財務事務所が作成した「特定地番に所在する国有地」の現況等が記載されている文書の内、特定年Bに国有地とその隣接地との境界等について、隣接地所有者が同意し、署名・捺印した文書である。

本件について審査した結果，不開示箇所については，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる等の情報に該当することから，原処分を維持し，法5条1号に基づき，不開示とすることが妥当であると考えます。

## 2 その他

審査請求人はその他種々主張するが，諮問庁の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上のことから，国有地の払下げ希望及び境界確定に対する同意書において不開示とした箇所については，特定の個人を識別することができる等の情報に該当することから，法5条1号に基づき不開示とした原処分は妥当であると考えます。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審議
- ④ 同年7月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月2日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は，「特定年A実施の特定地番に係る土地調査票一式」の開示を求めるものである。

処分庁は，本件対象文書を特定し，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分を取り消し，別紙に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ，諮問庁は，上記第3の3のとおり，原処分を維持すべきとしていることから，以下，本件対象文書を見分した結果に基づき，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は，本件対象文書のうち「特定地番の国有地の払下げ希望及び境界確定に対する同意書」に記載された，当該国有地の払下げ希望及び境界確定に同意した隣接地土地所有者に関する①当該隣接地の所在地，種目及び数量並びに②当該隣接地土地所有者である特定個人の住所，氏名及び印影であるところ，これらは，全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) そして、本件不開示部分に記載された情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認めるに足りる事情は存しない。なお、諮問庁から特定地番に係る不動産登記記録の写しの提示を受け、当審査会において確認したところ、上記(1)の特定個人の氏名等は記載されておらず、当該特定個人が当該国有地の払下げを受けた事実は認められない。

したがって、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。

(3) 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該隣接地土地所有者の住所、氏名及び印影は、個人識別部分に該当すると認められ、また、当該隣接地の所在地、種目及び数量の情報についても、不動産登記記録と照合することにより、当該隣接地の所有者である特定の個人を識別できる情報に該当すると認められるため、同項による部分開示の余地はない。

(4) したがって、本件不開示部分は法5条1号に該当するため、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、「不開示部分を開示していただくことで当時の事実を皆様で共有する必要がある」などと主張するが、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（審査請求人が開示を求める部分）

「国有地の払下げ希望及び境界確定に対する同意書」の不開示部分